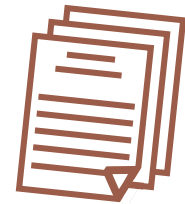


4) 就労支援事業会計における作成書類



社会福祉法人以外の法人の作成書類

就労支援事業を行う社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業会計処理基準により次の書類を作成することが義務付けられており、指定権者より求めがあった場合には提出が必要です。なお、各法人で準拠すべき会計基準により作成することとされている計算書類（法人全体の貸借対照表や損益計算書等）に加えて作成する必要があることに留意してください。

書類の名称 (*1)	書類の概要	対象法人
就労支援事業事業活動計算書 (別紙1)	就労支援事業全体の計算書	全ての法人 が作成
就労支援事業事業活動内訳表 (別紙2)	指定事業所ごとの損益の内訳表	複数の指定事業 所を運営する法人 のみ作成
就労支援事業別事業活動明細書 (表1) ※多機能型事業所の場合：(表5)	1つの指定事業所の生産活動に係る計算書	全ての法人が指定 事業所ごとに作成
就労支援事業製造原価明細書 (表2) ※多機能型事業所の場合：(表6)	1つの指定事業所の生産活動に係る製造業務 に係る費用の明細書	全ての法人が 「表2 + 表3」又 は「表4」のい ずれかを指定事 業所ごとに作成 (*2)
就労支援事業販管費明細書 (表3) ※多機能型事業所の場合：(表7)	1つの指定事業所の生産活動に係る販売業務 に係る費用の明細書	
就労支援事業明細書 (表4) ※多機能型事業所の場合：(表8)	1つの指定事業所の生産活動に係る費用の明 細書	
その他の積立金明細表 (別紙3) (*3)	積立金の増加及び減少状況を示す明細表	積立金を計上して いる全ての法人が 作成
その他の積立資産明細表 (別紙4) (*3)	積立金に対応する積立資産の増加及び減少状 況を示す明細表	積立資産を計上し ている全ての法人 が作成

(*1) 各法人で準拠すべき会計基準により、名称は変更可能です。(例：就労支援事業損益計算書、就労支援事業別損益明細書、等)

(*2) 生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、表2・表3の作成に替えて、表4の作成のみでよいこととされています。(表4の作成では、製造業務と販売業務に係る費用を区分する必要がないことから、会計処理は簡便的です)

(*3) 積立金及び積立資産の意義及び具体的な会計処理については、P31を参照してください。

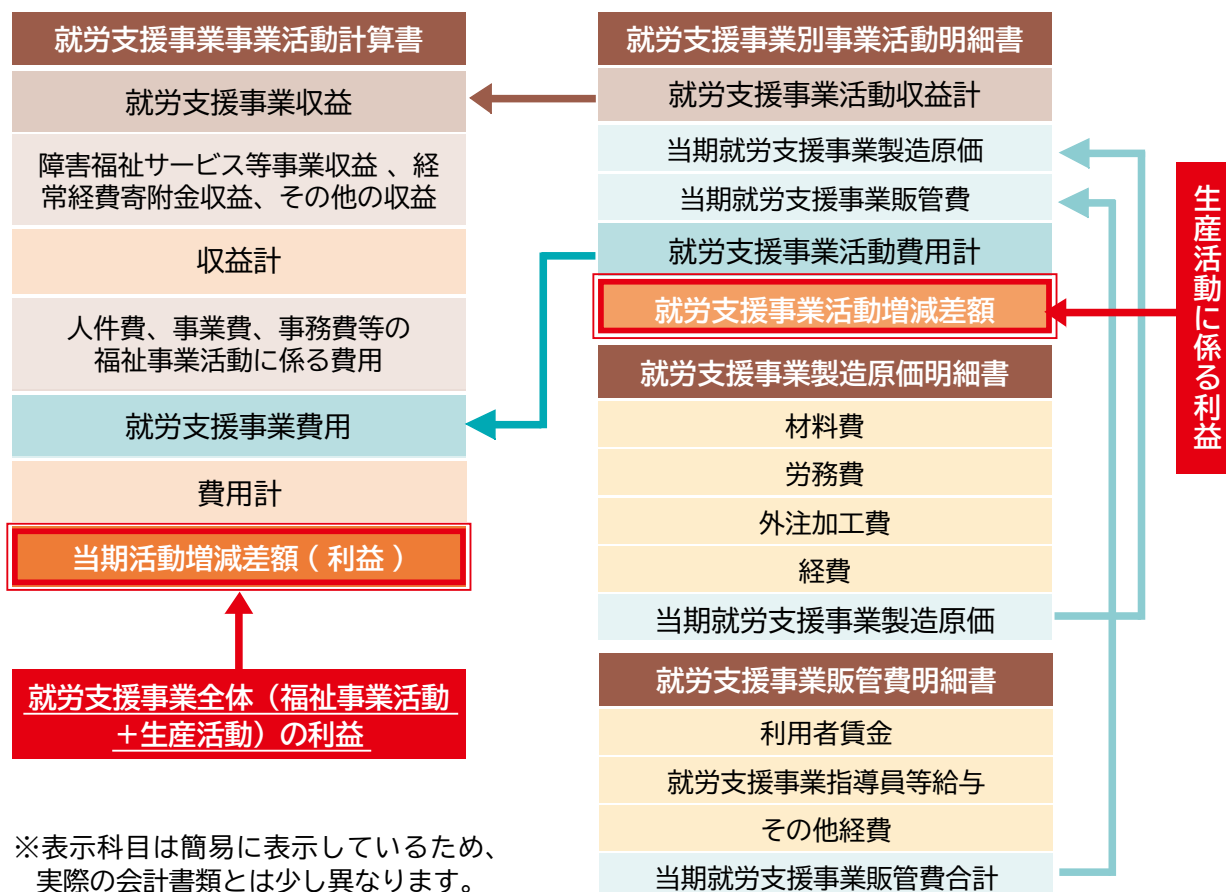
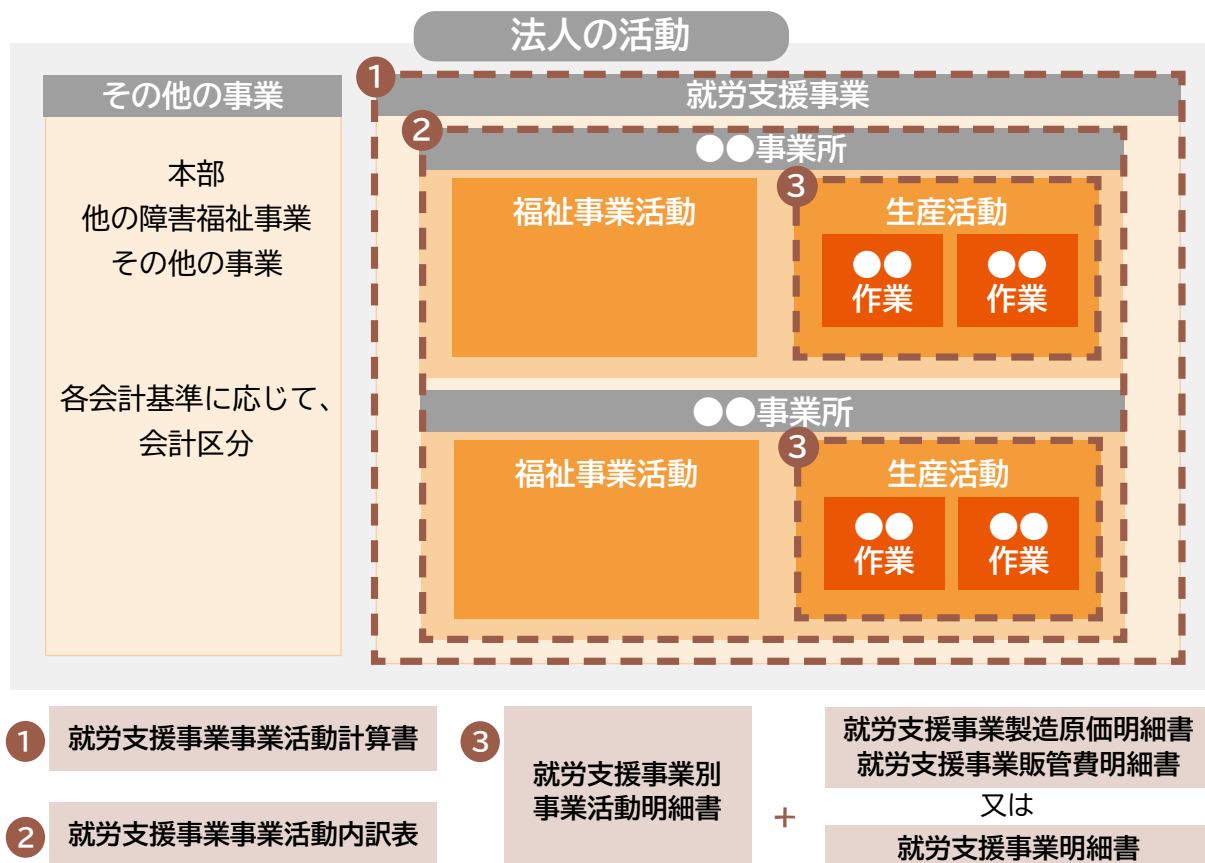
社会福祉法人の作成書類

就労支援事業を行う社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準により、就労支援事業に関する会計書類を作成することになります。

社会福祉法人についても概ね上記と同様の書類を作成することとされていますが、社会福祉法人は拠点区分及びサービス区分という会計区分の単位により事業活動計算書及び附属明細書を作成することから、作成する書類に含まれる事業の範囲に違いが生じる可能性があります。

本ガイドラインでは、社会福祉法人が作成する具体的な書類については、説明を割愛します。

◎ 就労支援事業における決算書類の関係（概略） ※社会福祉法人以外の法人



※表示科目は簡易に表示しているため、実際の会計書類とは少し異なります。

◎ 各会計書類の作成例（多機能型事業所がない場合）

（参考様式）
各法人が準拠する会計基準の様式で可

別紙1

就労支援事業事業活動計算書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	就労支援事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	経営経費寄附金収益			
	その他の収益			
	サービス活動収益計 (1)			
	費用			
	人件費			
	事業費			
	事務費			
就労支援事業費用				
利用者負担軽減額				
減価償却費				
国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××		
徴収不能額				
徴収不能引当金繰入				
その他の費用				

生産活動に係る

明確に区分

生産活動に係る会計を
明確に区分する。

別紙2は、複数の事業所を
運営する場合に作成

別紙2

就労支援事業事業活動内訳表
自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日 (単位: 円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス活動増減の部	収益						
	就労支援事業収益						
	障害福祉サービス等事業収益						
	経営経費寄附金収益						
	その他の収益						
	サービス活動収益計 (1)						
	費用						
	人件費						
	事業費						
	事務費						

例) 就労移行
支援のみ

例) 就労継続
支援 A 型のみ

例) 就労継続
支援 B 型のみ

A ~ C 事業所のそれぞれで、
各明細書（表1～3）又は
（表1, 表4）を作成する。

（表1）就労支援事業別事業活動明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目		合 計	〇〇作業	△△作業
収益	就労支援事業収益	X		
	就労支援事業活動収益計	X		
費用	就労支援事業販売原価	A+B+C-D		
	期首製品（商品）棚卸高	A		
	当期就労支援事業製造原価	B		
	当期就労支援事業仕入高	C		
	合 計	A+B+C		
	期末製品（商品）棚卸高	D		
	差 引	A+B+C-D		
	就労支援事業販管費	E		
	就労支援事業活動費用計	Y(=A+B+C-D+E)		
	就労支援事業活動増減差額	X-Y		

生産活動に係る売上高
（生産活動収入）

表 2 の数値が入る

表 3 の数値が入る

生産活動に係る利益

多種少額の生産
活動を行う等の理
由により、作業種
別ごとに区別する
ことが困難な場合
は、作業種別ごと
の区分を省略でき
る。(表1～4 共通)

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日			
勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 会議費			
11. 損害保険料			
12. 賃借料			
13. 図書・教育費			
14. 租税公課			
15. 減価償却費			
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
17. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合 計			
期末仕掛品棚卸高			
当期就労支援事業製造原価			

製造部門の利用者の人件費
(賃金・工賃)を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員(報酬・加算で評価される職員を除く)の人件費を計上

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。
(表1～4共通)

(表3) 就労支援事業販管費明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日			
勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 旅費交通費			
9. 器具什器費			
10. 消耗品費			
11. 印刷製本費			
12. 水道光熱費			
13. 燃料費			
14. 修繕費			
15. 通信運搬費			
16. 受注活動費			
17. 会議費			
18. 損害保険料			
19. 賃借料			
20. 図書・教育費			
21. 租税公課			
22. 減価償却費			
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
24. 徴収不能引当金繰入額			
25. 徴収不能額			
26. 雑費			
就労支援事業販管費合計			

販売部門の利用者の人件費
(賃金・工賃)を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員(報酬・加算で評価される職員を除く)の人件費を計上

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。
(表1～4共通)

表1に入る

(表4) 就労支援事業明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日			
勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰越入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 賃借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目)			
18. 徴収不能引当金繰越額			
19. 徴収不能額			
20. 雑費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
就労支援事業費			

利用者の人件費(賃金・工賃)を計上

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。(表1～4共通)

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員(報酬・加算で評価される職員を除く)の人件費を計上

生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う理由により、製造業務と販売業務にかかる費用を区分することが困難な場合は、表2と表3に代えて、表4を作成すれば足りる。

表1に入る
(表1は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する)

※ 就労支援事業明細書の各勘定科目の説明を巻末の資料編に掲載していますので、ご活用ください。

